

平成20年12月19日（金）

日程第17 議案第28号 橋本市国民健康保険条例の一部を改正する条例について から、日程第20 議案第31号 工事請負変更契約の締結について までの4件

○議長（中上良隆君）日程第17 議案第28号 橋本市国民健康保険条例の一部を改正する条例について から、日程第20 議案第31号 工事請負変更契約の締結について までの4件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）それでは、追加議案の提案理由をご説明申し上げます。

議案第28号は、橋本市国民健康保険条例の一部を改正する条例について であります。これは、健康保険法施行令を改正する法律の施行に伴う所要の改正を行うものであります。

議案第29号は、訴訟の提起について であります。

平成15年に元市職員が起こした生活保護支援システム導入事件に際し、使用者責任があるとして、協同リース株式会社から本市に対して損害賠償請求が提起され、平成20年9月24日に大阪高裁にて和解が成立し、本件解決金として1,000万円を協同リース株式会社に支払いました。

その事件において本市が被った被害や訴訟関連費用について、同元市職員に対し、平成20年11月4日に催告書を送付しましたが、現在まで回答がないため、損害賠償請求を提起するものであります。

議案第30号及び議案第31号は、工事請負変更契約の締結について であります。

議案第30号は、平成19年9月25日に議会の

議決を経ました橋本市デジタル防災行政無線システム整備工事について、屋外拡声子局及び有線延長子局の設置個所の減少等により、契約金額を減額する変更契約を締結するものであります。

議案第31号は、平成20年5月8日に議会の議決を経ました高野口こども園新築工事について、鋼材類の単価が著しく高騰したため、契約書第25条第5項の規定に基づき、相手方より請負代金額の変更請求があったことから、契約金額を増額する変更契約を締結するものであります。

議員各位には、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いをいたします。

○議長（中上良隆君）市長の説明が終わりました。

これより、議案第28号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第28号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようです
で、討論を終結いたします。

これより、議案第28号 橋本市国民健康保
険条例の一部を改正する条例について を採
決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されまし
た。

次に、議案第29号について質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）質疑がないようです
で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第29号に
ついては、委員会の付託を省略いたしたいと
思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決
しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようです
で、討論を終結いたします。

これより、議案第29号 訴訟の提起につい
て を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されまし
た。

次に、議案第30号について質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）質疑がないようです
で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第30号に
ついては、委員会の付託を省略いたしたいと
思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決
しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようです
で、討論を終結いたします。

これより、議案第30号 工事請負変更契約
の締結について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されまし
た。

次に、議案第31号について質疑を行います。
質疑ありませんか。

10番 平林君。

〔10番（平林崇行君）登壇〕

○10番（平林崇行君）これ、工事請負の変更
の増額ということなんですけども、約106万円
です。この中に、参考資料の中に、鋼材とか
が著しく高騰したためというふうなこととか
書いてるんですけども、これ、始まったのは
去年ぐらいからやったかな。確かに、多少鋼
材は上がりましたが、やはりその部分で、

ある程度の抑えというのは僕は効いておったと思うんですよ。そして、今この時点で100万円の金額の増額ということは、どうもちょっとわからないんですけども、契約時からの金額からしたら、じゃあ何%の高騰があったのかと。それを市はどういう計算をもとに、この議会に出してきたのか。その辺の根底、t数から含めて、t数、金額、そして高騰の金額、それはどの時期やったのかと、それをちょっとご説明願えますか。

○議長（中上良隆君）建設部長。

○建設部長（樽井豪男君）ただ今のご質問にお答えいたします。まず、単品スライドにつきましては、平成20年の6月、国のほうからこういったことで措置されたいと。なお、その後、県のほうからも7月の時点でそういう通達が来ております。

なお、また市のホームページにおきまして、単品スライドということで、一応紹介させていただいております。

その中で、この請負契約した時点の、入札時の4月の単価がもとの単価といたしまして、その後、特に鉄骨、鉄筋の購入月というのを、業者からそういったものを資料等すべて出させまして、その後、市としての単価構成というのは、あくまでもそういった刊行本物価版でやっておりますので、その物価版の6月、8月等を照らした中で、安いほうを採用ということで、市の物価版で採用ということでしております。

それで、その差額を出しまして、なおかつ、それがちょっと細くなるんですけども、その差額についてでも、まず、請負金額の1%を超えるものが対象ですと。また、その1%を、それを差っ引きなさいという中で、そういった計算式をしております。

その中で、先ほど数量等、鋼材、特に鉄骨、ハイテンボルト関係ですけども、約138.9t、

鉄筋がD10から22まであるんですけども67.4t、その後、ワイヤーメッシュが若干ですけども0.78tということで、これが一つずつのすべて単価構成になっております。その単価をすべて計算いたしまして、市の単価を作成いたしまして、それと、先ほどいきました請負額の1%を差っ引きした額が、この106万3,650円という形の増額になっております。以上です。

先ほど私、言わせてもらいましたが、時期等につきましては、業者の購入月、鉄筋が6月、鉄骨関係が8月ということで、この6月、8月の分をすべて市で物価版等で照らし合わせて単価を、差額をしております。

○議長（中上良隆君）10番 平林君。

○10番（平林崇行君）6月、8月、たしか北京オリンピックもありまして、確かに鉄というのはものすごく高騰したのは、私も記憶はしております。そして、この25条にもありますように、多少変動はあるんですけども、今、じゃあそしたらこれを基準に、また逆のパターンで、今ものすごく物、安うなってますわね。油にしる何にしる、すべての物が単価的には下がっていると思うんですよ。4月からあれを対象に見れば。それに対してこういうふうなことを、今回こういうふうな案が出てきたということは、逆バージョンもあるはずですので、こういうことも行政はしっかりと、これと同等、照らし合わせて見ていくのか。その辺の答えをいただけますか。

○議長（中上良隆君）建設部長。

○建設部長（樽井豪男君）まず、このスライドにつきましては、またそれを反対に下げるという場合について、国のほうに問い合わせしたところでございますが、今現在、国のほうにおきましては、下落に伴う減額を行う旨の記載というのが、実質、今の段階では全く未定であるということで、まだ国のほうからそ

の通達はありません。

以前、橋本市におきましても、たしか1件ぐらい、そういうやつがあったように思っております。

○議長（中上良隆君）21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）ここで単品スライドの条項というのは、これは確かに契約の時点の条項にうたわれてますので、契約の相手から請負代金の変更を請求されたら、これは業者にすれば当然のことかなというふうに思うんですけども、先ほどからお聞きしてますと、入札時の4月の段階の単価、また、業者によりますけども購入月の単価というのは6月、この間2カ月あるんですけども、やっぱり国内の情勢、いろいろと検討した結果、逆スライド条項というのは、逆スライドで上がるから、こちらで早目にこの代金を支払うという、そういうことも考えられると思うんですけども、この契約の中ではそういうことは言えるんですか。そこだけちょっと確認したいんですけど。

当然、入札ですから、最初に全額納金するわけでもないし、ある程度の期間で納金をされると思うんですけども、前建てでその金額を納金したら、こういうスライドの部分については発生してきてないん違うかなというふうに思うんですけども、ここら辺の部分について、ちょっとお答えいただけますか。

○議長（中上良隆君）建設部長。

○建設部長（樽井豪男君）まず、この単品スライドにつきましては、その先を見込んでという形ものは考えておりません。この単品スライドのフローといいますと、まず、この工事契約の末から2カ月以上の前に申請がある分については、この単品スライドについてとりあえず調整しましょうということになっております。

なお、このスライド額の決定開始日という

のが、工期末から45日以内ということになっておりますので、今回、請負業者から約2カ月前の時点で申請をいただいて、それとこのスライドの額の開始日が45日以内ということで、今回、そういったことで計算いたしまして、上程させていただいたという結果でございます。

以上です。

○議長（中上良隆君）21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）わかりました。もう一つ聞かせておいてください。全体の請負契約の額、また、それで今回変更になった増額分に関して、さかのぼって入札のパーセント、どのように変わったのかということだけ教えておいてください。金額でいうと、落札率、どういうふうに変ったのか。

○議長（中上良隆君）この際、答弁を保留して午後1時まで休憩いたします。

（午前11時58分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（中上良隆君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、議案審議を行います。

21番 上久保君の質疑に対する答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（樽井豪男君）上久保議員のおただしでございますが、変更前、変更後も一応請負率が約91.25%掛かっております。すべてこの請負率を掛けて算出しておりますので、何ら変わっておりません。

以上です。

○議長（中上良隆君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）この参考資料を拝見しましたら、第25条第5項、特別な要因により、工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、著しい変動という

のはどのぐらいを言うんですか。普通は請負契約したら、後は多少の上下あっても、それは請負人、あるいは発注者の危険負担で損失ということ、当然、請負契約の内容としてそういうものだとなってるはずなんですけども。

それと、減額については国のほうに問い合わせたところと。何で問い合わせななんのですか。ここには、甲、乙、発注者、請負人ともに著しい変動があったときには減額を請求できるということ、書いてありますよね。これぐらいの判断で、いちいち国のあれを仰いでやらなん話ですか。これは自主的に、そんな、こんな契約ぐらいは、これはこうですからやりますとか、あるいはやりませんか、判断は橋本市というのはできないんですか。

○議長（中上良隆君）建設部長。

○建設部長（樽井豪男君）まず、2点目の件につきまして、一応、国のほうに問い合わせという形の中につきましては、やはりこの計算の仕方、方法とかという意味で私、ちょっと説明足らずでございました。

なお、この、今言うように、こういった契約の段階の中で、下がる部分というのは十分それは加味して考えております。なお、以前橋本市におきましても、岩倉大橋の工事におきまして、こういった鋼材がかなり下がったと、急激に下がったという形の中で、それは約1,000万円ほど減額をしております。これも同じような形の中で、上がる分も下がるものも、同じような形で考えております。

なお、そういった、先ほど国への問い合わせというのは、今のところ減額についての様式並びに実施要項等がまだできてない時点の中でということ、ご理解を願いたいと思います。

それと、1番の著しくと言いますのは、これにつきましては、ある程度、国、県との歩

調を合わせた中で考えていきたいとは思っております。

○議長（中上良隆君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）問い合わせということ、こんないちいち問い合わせしなきゃ判断がつかないような話でもないし、民間同士では当然、これは自分らでその場に応じてやっている話なので、様式もへチマもそんなもん、今までの経験からすれば、橋本市は市制ひいて50年というんですけども、そういう経験からすれば、当然それぐらいはできておっつけかるべき話で、いちいち中央官庁に問い合わせというような情けない話だと私は思います。

それと、著しいというのは、先ほど申し上げましたように、請負契約というのは、その時点で見通した上、これこれの金額でやりますと、これを請負契約で、あとの上下というのは、例えば2割下がった、3割上がったと、そういう話だったらわかるんですけども、これは二、三%の話ですかね。そんな中で橋本市が事情が変わったからと、著しくということ自体にも当てはまらないと。橋本市は、著しくとはどれぐらいを考えてるんですか。通常の、世間の常識と照らし合わせてお答えください。

○議長（中上良隆君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）お答えをさせていただきます。

平成20年6月の13日付で、国土交通省大臣官房より各地方整備局総務部長あてということで、工事請負契約書第25条第5項の運用にということで文書通知が出てきております。その公文書の中で、当分の間、下記のとおり運用することとしたいので、取り扱いに遺漏のないよう措置されたい、ということの中で、先ほど建設部長がご答弁したように、単品スライド条項に規定する主要な工事材料、鋼材類、または燃料、油ということの中で、請負

代金額の100分の1に相当する金額を超えるものとするということの、公文での通知が来ておりましたので、本市においても今回このような措置をとらせていただいたということでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第31号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第31号 工事請負変更契約の締結について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中上良隆君）起立多数であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。